1　第12次三条市交通安全計画（案）改定ポイント

1　策定の趣旨

○　第11次計画の期間終了に伴い、改正道路交通法及び交通事故の情勢等に応じた計画を策定するものである。
○　三条市交通安全に関する条例第4条第2項で、交通安全計画を定めることとしている。

2　計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間
※　前計画は令和3年度から令和7年度までの5年間
（いずれも、新潟県交通安全計画の計画期間と整合性を図ったもの）

3　施策の変更

○　重点施策「歩行者及び自転車の安全確保」を「歩行者の安全確保」と「自転車の安全利用の推進」に分割する
新潟県交通安全計画にならい追加 ※

※　第11 次計画では、「歩行者及び自転車」を同項目としていたが、自転車については自動車等に衝突された場合には被害者となる反面、歩行者等と衝突した場合には加害者となるほか、自転車利用者による交通ルールやマナーに違反する行動が多い。また、道路交通法の改正や交通反則通告制度の適用が始まったことから、自転車の正しいルールとマナーを浸透させるため、「歩行者」と「自転車」をそれぞれの項目として設定し、5項目を重点として設定する。

4　計画の構成

第1部　総論

第1章　計画の考え方
第2章　交通事故等の現状
第3章　交通安全計画における課題と目標
第4章　課題解決に向けた施策の展開

第2部　講じようとする施策

Ⅰ　重点施策
　第1章　高齢者の交通事故防止
　第2章　歩行者の安全確保
　第3章　自転車の安全利用の推進
　第4章　シートベルト・チャイルドシートの着用の徹底
　第5章　飲酒運転の根絶

Ⅱ　分野別施策
　第1章　道路交通環境の整備
　第2章　交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策
　第3章　安全運転の確保
　第4章　道路交通秩序の維持
　第5章　救助・救急活動の整備拡充
　第6章　交通事故被害者支援の推進

Ⅲ　踏切道の安全についての施策

2　第12次計画の交通事故発生件数、死亡者数の目標設定等について

1　目標設定

年間の交通事故発生件数及び交通事故死者数

年間の交通事故発生件数

11次　年間200件以下を維持　**達成**

12次　年間150件以下に変更

※近年の交通事故発生件数を踏まえ、150件以下と設定

年間の交通死亡事故者数

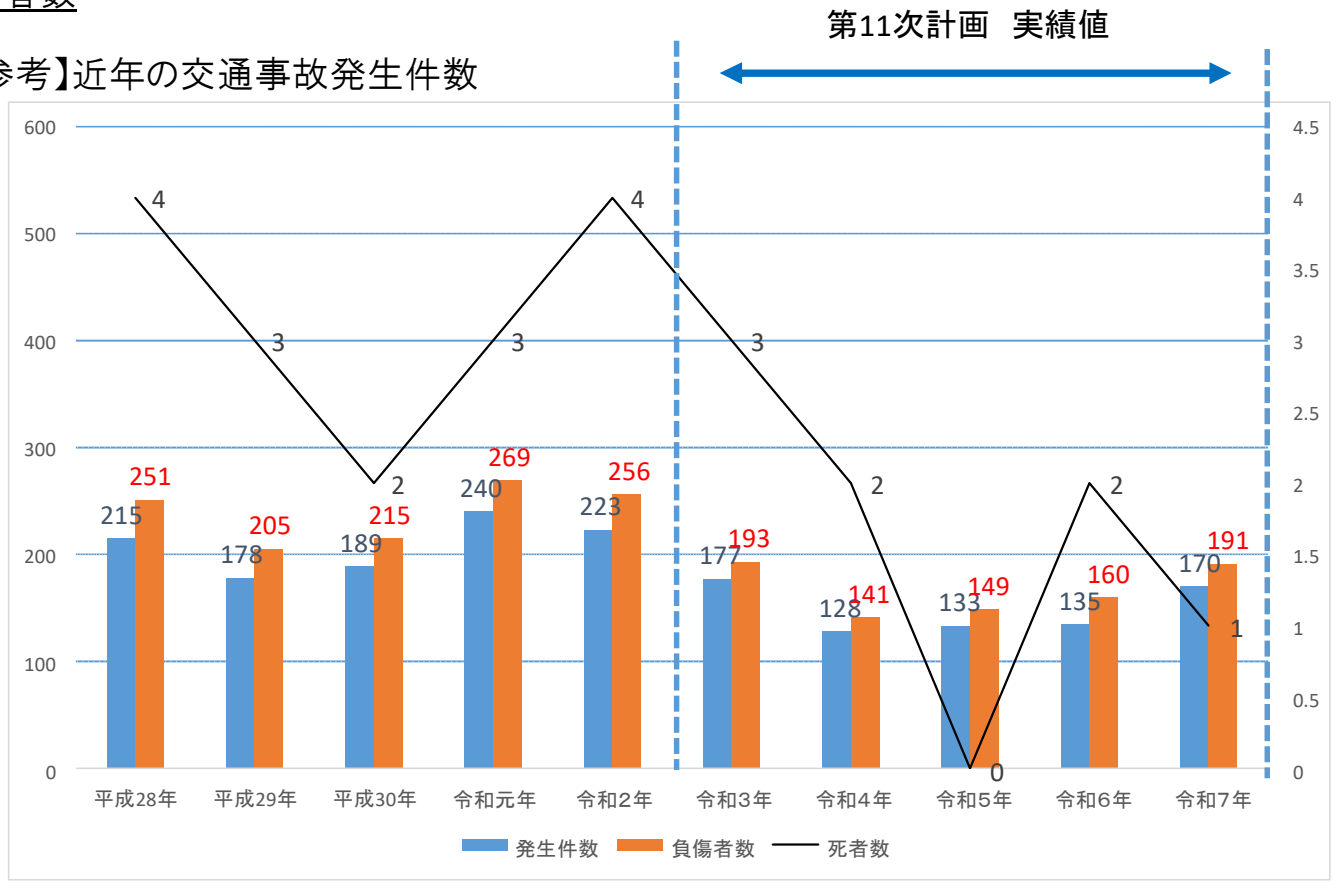
11次　年間2人以下を維持　**未達成**

（令和3年のみ未達成）

12次　0人に変更

※近年の交通事故死者数を踏まえ、0人と設定

【参考】近年の交通事故発生件数



○　年間の交通事故発生件数は、令和4年から令和6年までの間は150件以下であるが、近年増加傾向にある。

○　年間の交通事故死者数は、令和5年に0人を達成したこともあり、無念の死を遂げる尊い命、辛い思いを強いられる遺族を一人も出したくないと切願し、0人にすることを目指す。